

鳥取県育児・介護休業者生活資金支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

上期(1月1日～6月30日)分…8月15日まで
下期(7月1日～12月31日)分…2月15日まで

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出

上期(1月1日～6月30日)分…8月15日まで
下期(7月1日～12月31日)分…2月15日まで

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書に事業報告書、収支決算書を添付して県へ提出してください。
※実績報告書の審査後、50日程度で補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
鳥取市東町1-220 本庁舎7階
電話：0857-26-7662 フリーダイヤル：0120-833-877
ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp